

燕市立吉田中学校いじめ防止基本方針

0 はじめに

この燕市立吉田中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定、及び一部改正（平成 29 年）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

なお、燕市・燕市教育委員会は、新潟県・新潟県教育委員会が令和 3 年 7 月に改訂した「新潟県いじめ防止基本方針」を基に「燕市いじめ防止基本方針」を令和 4 年 10 月に改訂した。本校の基本方針は、この方針を受け改訂したものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

（1）いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法第 2 条）「いじめ類似行為の定義」（当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いもの）にあてはまる事案についても同様に対応する。

（2）いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止・早期発見・即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域・家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

（3）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止・早期発見・即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「学校評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを PDCA サイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともにいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

（4）いじめ対策常設委員会及び特設委員会の設置及び取組

① 設置の目的

第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策常設委員会」と「特設委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

- ア 常設委員会…学校職員を中心に通年を通して、いじめ問題に対応する。
校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭
・部活顧問・スクールカウンセラー・相談員
- イ 特設委員会…重大事態発生時に、いじめ問題に対応する。
燕市教育委員会・燕警察署・児相・PTA 会長・学校評議員
・地域コーディネーター・民生児童委員

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として役割を果たす。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を果たす。なお、記録は 5 年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、

適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。

- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

(5) 地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発（保護者の責務等 第9条）
 - ア PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
 - イ いじめ見逃しゼロスクール集会や生徒会の取組などを実施し、地域に案内を回覧した上で参観してもらう。
- ② 情報発信及び基本方針の周知（学校便りなどを利用し適宜行う）
- ③ 地域の活動によるいじめの未然防止

(6) 関係機関等との連携

- ① 警察・児童相談所・市教委・民生児童委員・育成委員等との連携
- ② 中学校区幼・保・小・中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

生徒が人権意識を高め、安全で安心な学校・学級づくりを日常の教育活動を通して行う。

- ① 日々の生徒への声掛けやかかわりを大切し、生徒理解に努める
 - ・挨拶、積極的な励ましや賞賛 等
 - ・ふれあいを目的とした巡視や見回りを行う
 - ・行事などを精選し、生徒とともに過ごす時間を確保する
 - ・人権に配慮した言動ができているか、日頃から意識して生徒とかかわる
- ② 学習指導と生徒指導の一体化
 - ・どの生徒も分かる授業、どの生徒にとっても面白い授業づくりを目指す
 - ・生徒の考えについて生徒同士がお互いに関心を抱き合うようなしかけをつくる
 - ・自己決定の場を提供する
 - ・安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業を心掛ける
- ③ 支持的風土に満ちた学級、部活動経営
生徒一人一人が、集団に対する所属感とお互いを認め合う雰囲気をつくり、仲間とともに向上することができるような活動の工夫を行う
 - ・道徳において、心の教育を行う
 - ・人権教育、同和教育の授業を計画的に行い、人権意識を高める
 - ・社会性育成プログラム（S G E、S S T含む）を行い、他との関わり方やコミュニケーション能力を高める
 - ・行事や部活動において、明確な目標をもたせ、達成度を自己評価させる
 - ・核となる学校行事を通して、学級・学年・学校への望ましい所属感を育成し、互いが認め合えるようにする
- ④ 生徒が活躍できる「機会」や「場」の設定
 - ・学級活動、生徒会活動、部活動の推進
- ⑤ 生徒の手によるいじめ防止
 - ・いじめ防止に向けて、「自分たちに何ができるか」を考える場の設定をする
 - ・生徒会活動の「キャンペーン活動」を生かし、各学級で期間目標達成に向けて努力する
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会
- ⑥ 吉田中学校区の中1ギャップ解消の取組
 - ・旧小6担任との情報交換
 - ・小中交流会、部活動体験
 - ・小学校への出前授業、情報交換
- ⑦ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置
- ② 学校評価アンケート等の実施と改善
- ③ 「生活アンケート」を年6回（教育相談2回）実施

結果を全職員に周知するとともに、必要に応じて生徒に提示することにより、学級や学年で振り返りの機会をもち、望ましい人間関係づくりに役立てる。

- ④ 生徒が毎日記入する「心のノート」の活用

(3) いじめへの即時対応の取組

- ① 市教委への報告
- ② 組織を活用した状況調査
- ③ いじめられている子どもの保護
- ④ いじめをしている子どもへの指導
- ⑤ いじめられている子どもの保護者への対応
- ⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応
- ⑦ その他の生徒に対する対応

(4) いじめ解消の要件

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいること
- ・ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを認めていること
- ・ いじめを受けた生徒の保護者もいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを認めていること

(5) インターネットを通じて行われているいじめへの対策

- ① 生徒への情報モラル教育及び普及啓発
- ② 生徒への教育相談・アンケートによる実態把握
- ③ 保護者への情報モラル教育及び普及啓発

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受け、基本調査と詳細調査を行う。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 組織による調査体制を整える。
 - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教委に報告する。
 - オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

(3) 重大事態への対応の留意事項

- ① 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ② 生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないように心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。
- ③ 調査後、当該生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた生徒が不登校となっている場合は、学校生活復帰に向けた支援や学習支援を行う。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。